

北海道電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント

への回答

資源エネルギー庁
平成 25 年 7 月 26 日

【人件費等について】

[給与等]

- ① 役員報酬（一人当たり）、社員年収（一人当たり）について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか。また、最大限の効率化が求められる状況下で、出向者を除いた従業員数や販売電力量等を勘案しつつ、適正な役員数であることを明確かつ合理的に説明しているか。
- 特に、役員報酬（一人当たり）については、国家公務員の指定職職員の給与の水準を参考に減額しているか。
- また、一人当たりの給与手当水準の算定について、対象とした公益企業業種の選択理由を明確かつ合理的に説明しているか。役員給与（一人当たり）、社員の給料手当（一人当たり）について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか（最大限の効率化が求められる状況下で、役員数を増やした理由について、分かりやすく明確に説明しているか。）。
- ② 役員報酬及び社員給与の水準の算出・比較に関し、補正（地域、年齢、勤続年数等）方法の選択は合理的なものとなっているか。

【役員報酬】

- 北海道電力は一人当たりの年間報酬額（社内）について、前回原価から2,200万円（▲52%）減額となる2,000万円を原価に算入している。また、原価対象の役員数については、平成23年度から社外取締役を1名増員したが、平成25年度から社内取締役を1名減員したことにより、前回原価と同じ17名（社外含む）としている。
- また、役員報酬について、北海道電力は「人事院『平成24年民間企業における役員報酬（給与）調査の概要』における『1,000人以上3,000人未満の企業の平均値』（3,200万円）を下回る水準となっている」とのことである。
- 電気料金審査専門委員会の査定方針案（以下、「査定方針案」という。）においては、「北海道電力は平成20年改定と同数である」とするとともに、一人当たりの報酬額の水準については、「人事院による「民間企業における役員報酬（給与）調査」における調査結果を勘案して、国家公務員のトップである事務次官の給与水準が設定されていることを踏まえると、電力会社の役員報酬についても国家公務員の指定職の給与水準と同レベルとすることが適当である」としている。

（査定方針該当箇所：P15）

【従業員一人あたりの年間給与水準】

- 従業員一人当たりの年間給与水準について、北海道電力は、平成24年賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の正社員給与の平均値に年齢・勤続年数及び学歴で補正した金額と、同調査における公益企業3業種（ガス・水道・鉄道）それぞれの平均年収に年齢・勤続年数及び学歴で補正した平均値を、単純平均して算出している。また、勤務地域の補正方法について

は、人事院及び北海道人事委員会資料の「平成24年職種別民間給与実態」（企業規模500人以上、事務技術関係職種）で示されている全国の民間給与と北海道の民間給与との差を用いて補正している。この結果、原価に算入された一人当たりの年間給与水準は643万円となっている。

- また、補正について、北海道電力は「『審査要領』をベースに、先行他社における『査定方針』を勘案しながら、統計値に対して、『年齢』、『勤続年数』、『学歴』の補正を実施。なお、『産業計』の統計値に対しても補正を行っているが、これは、『電力の安定供給のためには、教育に時間のかかる技術系社員（当社社員の7割）を継続的に雇用し、長年培われてきた技術力やノウハウを絶え間なく継承していくことが重要』とする当社雇用施策に基づく人員構成を年収メルクマールに反映することが適切と考えている」とのことである。

- 査定方針案においては、以下のとおりとしている。

①給与水準の査定の基本的な考え方

- ・一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。
- ・他方、電気事業は、事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。
- ・なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。

②一般的な企業の平均値

- ・様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者（正社員）の賃金の平均値（平成24年調査：594万円）とすることが適当である。

③類似の公益企業との比較

- ・公益企業の対象業種は、大規模なネットワークを有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正すべきである。
- ・その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均（※）を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが妥当である。
※賃金構造基本統計調査におけるガス、水道、鉄道の人員数は、これらの中で鉄道のウエイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う視点では適当ではないと考えられる。

④地域補正

- ・申請においては、地域補正係数は、人事院や各都道府県人事委員会が実施した「平成24年職種別民間給与実態調査」における全国の民間給与（411,570円）に対する北海道の民間給与（407,564円）の比率（0.99）を用いて補正を行っている。
- ・購買力の元となる給与水準の決定には、地域の物価水準が大きな影響を与えると考えられるが、申請方式と消費者物価指数を見比べたところ、大きな乖離が見られず、かつ、申請の水準は消費者物価指数で補正した場合と比較して低い水準となっていることから、申請における補正方式については妥当なものと考えられる。

⑤その他

- ・顧問・相談役の件費は原価算入されていない。

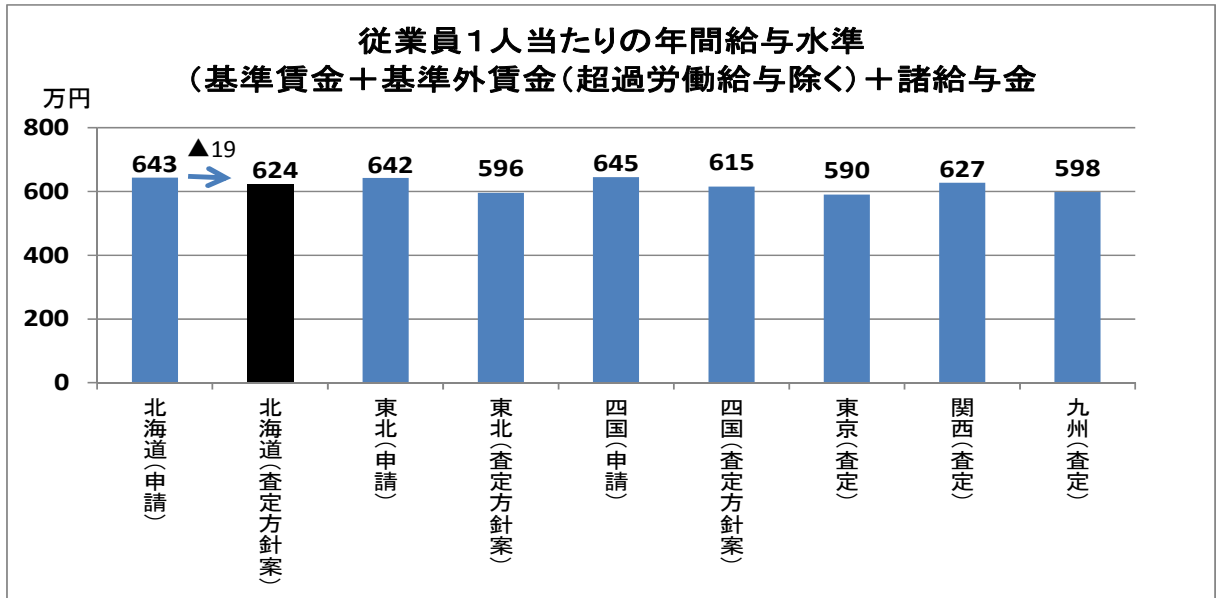
<地域補正の係数>

	北海道	東北	四国
申請ベースの補正係数	99.0	96.0	96.3
消費者物価指数地域差指数	102.5	99.0	97.2

※消費者物価指数の全国平均に対する地方指数は、平成22年以降の集約が行われていないため、平成21年の指数(総務省調査)をベースに、公表されている消費者物価指数の伸び率を反映し、平成24年の地域差指数を算定。

<賃金構造基本統計調査の常用労働者1,000人以上企業の統計値>

		全産業 (正社員)	電気	ガス	水道	鉄道	通信	航空
年間給与 万円	H23	592	677	644	618	582	606	659
	H24	594	657	672	577	580	590	717
労働者数 千人	H23	515,859	11,201	1,768	4,130	13,417	3,605	1,611
	H24	660,068	12,506	1,604	2,997	13,007	6,438	2,143



(査定方針該当箇所：P17～P19)

[厚生費、退職給付金等]

③ 厚生費等は、必要最低限の額が計上されているか。

○ 法定厚生費：健康保険料の事業主負担について、申請内容（55%）を下回る、50%を目指した可能な限りの削減をしているか。

○ 健康保険料の事業主負担割合について、北海道電力は、「健康保険組合の現勢（平成24年3月末現在）」における単一連合組合の平均値55%まで削減した上で、原価に算入している。

○ 査定方針案においては、「健康保険料の事業主負担割合については、健康保険組合の現勢（平成24年3月末現在）によれば、単一・連合の負担割合は55%となっているが、近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、原価算定期間（平成25年度～27年度）内は年々引き下げて、27年度末には53%台の負担割合とすべきである」としている。

(査定方針案該当箇所：P25)

○ 一般厚生費：

- ・厚生施設費・文化体育費の削減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・カフェテリアについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・その他各種奨励金・拠出金等（例えば、自社株の取得を目的とするもの等）について、廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

○ 一般厚生費について、北海道電力は、厚生施設費の削減、カフェテリアプランの縮小、文化体育費・持株奨励金の原価不算入などにより、従業員一人当たり28.4万円を原価に算入している。

○ カフェテリアプランについて、北海道電力は「カフェテリアプラン制度は、個々人のニーズやライフプランに合ったメニューを自ら選択し、費用補助を受けることから、従業員が高い満足感を得ることが可能な仕組みであり、現在の厳しい経営環境を考慮し、各人の配分ポイントは削減したが、その限られた原資を有効活用するためには、各メニューの維持が必要と考えている」とのことである。

○ その他各種奨励金について、北海道電力は「財形貯蓄制度（一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄）について利子補給は行っておらず、持株奨励金についても今回原価には不算入としている」とのことである。

○ 査定方針案においては、「常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等の基準をできる限り統一的に適用するとの考え方にに基づき、経団連「2011年度福利厚生費調査結果報告」の1,000人以上企業の平均値と比較した。この結果、北海道電力の申請はこの平均値以下の水準にあることを確認した。この範囲においては、どのような福利厚生施策に重点を置くかは従業員のモチベーションの維持、向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。一部の厚生施設にかかる運営・維持費用が料金原価に算入されていたが、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価への算入を認めないことが妥当である」としている。

(査定方針案該当箇所：P26)

○ 退職給付金の算出については、分かりにくい点があり、年金資産運用状況と会社の費用負担の関係を明確かつ合理的に説明しているか。

○ 北海道電力は「前回原価は、年金資産運用環境が極めて好調であったため、年金資産の収益等に関わる費用が大幅にマイナスとなり、通常負担する費用との合算である退職給与金合計もマイナス計上となった。一方、今回原価は対象期間通算で運用実績と想定利回りとの差が小さかったことから、年金資産の収益等に関わる費用はわずかなマイナスにとどまり、退職給与金合計は、通常負担する費用とほぼ同額となった。この結果、退職給与金は前回原価に比べ72億円増加となった」としている。

○ 査定方針案においては、「常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等の基準をできる限り統一的に適用するとの考え方にに基づき、人事院調査のデータ値及び中労委のデータ値における1,000人以上企業等の退職給付水準と比較し、これらのデータ値の平均値に基づく費用を上限として原価算入を認めるべきであるが、北海道電力の退職給付水準は、この上限の範囲内となっている」としているが、社員の年金資産の運用については、「社員の年金資産の運用について、申請上その期待運用収益率は0%で設定されているが、過去の期待運用収益率の設定や他社の設定水準を踏まえれば、料金原価における期待運用収益率は2.0%と設定することが妥当である」としている。

(査定方針案：P23、P24)

(退職給付水準)

単位：千円

	退職一時金	年金	合計
北海道電力標準者(※1)	7,777	17,166	24,943
東北電力標準者(※2)	10,769	16,337	27,106
四国電力標準者(※3)	9,095	16,385	25,480
関西電力標準者(※4)	23,418	5,544	28,962
九州電力標準者(※5)	11,630	14,280	25,910
人事院調査(※6)	9,344	17,182	26,526
中央労働委員会調査(※7)	10,792	12,641	23,433

関電・九電査定
平均24,980

- ※1 北海道の標準者は高卒、定年扱い(満57才)、副長クラス、勤続39年。年金は確定給付年金一時金換算額と確定拠出年金の拠出額の合計。
- ※2 東北の標準者は高卒、定年、副長クラス、勤続41.5年。年金は確定給付年金一時金換算額と確定拠出年金の拠出額の合計。
- ※3 四国の標準者は高卒、定年、副長クラス、勤続41.5年。退職一時金には確定拠出年金を含む。年金は確定給付年金。
- ※4 関西の標準者は高卒、定年、主任クラス、勤続41年。年金は確定拠出年金(実受給額はこれを下回る可能性有)
- ※5 九州の標準者は高卒、定年、係長クラス、勤続41.5年。年金は確定給付年金一時金換算額、確定拠出年金の拠出合計額。
- ※6 人事院調査は「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」(H23) 1000人以上の勤続42年を対象。
- ※7 中央労働委員会調査は「賃金事情等総合調査」(H23)
資本金5億円以上かつ労働者1,000人以上の企業から中央労働委員会が独自に選定。退職年金制度併用企業の高卒、事務・技術、男子、定年。

<電力会社における退職給付債務等の計算の基礎の推移(連結決算ベース)>

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
H20年度	割引率	2.0%	2.0-2.5%	2.0%	2.0%、2.5%	2.0%	2.0%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	3.5%	0.0-2.5%	2.5%	2.0-6.0%	3.0%	3.0%	0.5%	0.0%	3.0%	2.0%
H21年度	割引率	2.0%	1.7-2.5%	2.0%	1.8%、2.0%	2.0%	2.0%	2.2%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	3.5%	0.0-2.5%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	2.5%	0.5%	2.0%他	0.0%	0.0%
H22年度	割引率	2.0%	1.8-2.5%	2.0%	1.8%、2.0%	2.0%	2.0%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	3.5%	0.0-6.5%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	1.25-2.5%	1.7%	2.0%	2.0%	0.0%
H23年度	割引率	2.0%	1.8-2.5%	2.0%	1.8%、2.0%	2.0%	2.0%	1.8%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	0.0%	0.0-3.3%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	1.25-2.5%	1.7%	2.0%	2.0%	0.0%
H24年度	割引率	2.0%	1.1-2.2%	2.0%	1.2-1.8%	2.0%	2.0%	1.4%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	0.0%	0.0-2.5%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	1.25-2.5%	1.7%	2.0%	2.0%	0.0%

※出典は電力各社の有価証券報告書より

※割引率及び期待運用収益率について、会社によっては「主として」と表記している場合があるが、本表ではその記載を省略している。

※昨年度以降、料金値上げ申請を行った事業者における料金原価上の期待運用収益率について、東京電力は2.5%、九州電力は2.0%、東北電力は2.1%、四国電力は2.0%で設定している。関西電力は確定拠出年金制度を導入しているため、年金資産を保有していない。

<退職給付に関する会計基準の適用指針(抜粋)>

長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定する。

○ 出向者への給与、顧問料等について、原価算入に値するものに限定されているか。
その他の雑給についても、原価算入に値するものに限定されているか。

- 出向者への給与について、北海道電力は、北海道パワーエンジニアリングなど262名（17団体）分を原価に算入する一方、電気事業連合会など70名（22団体）分は原価不算入としている。
- 査定方針案においては、出向者給与等の負担について、以下のとおりとしている。
 - ・北海道電力が給与等を負担している出向者については、電気事業本体に関係が深いものに限って原価算入されていることを確認した。
 - ・原価算入を認める出向者数：262名
 - ・関係会社9団体（248名）：ほくでんサービス、北海電気工事、ほくでんエコエナジー、ほくでん情報テクノロジー、北海道パワーエンジニアリング
 - ・電力・エネルギー関係8団体（14名）：電力系統利用協議会、海外電力調査会、日本原子力研究開発機構、原子力発電環境整備機構、北海道電気保安協会等
- 相談役・顧問の給与について、北海道電力は原価に算入していない。
- 雑給について、北海道電力は「常用職員・嘱託・受入出向者・臨時員の給与を原価に算入している」とのことである。
- 査定方針案においては、「業務の形態に応じ賃金水準が定まるため、全産業との比較は適当ではなく、他の一般電気事業者との比較が適当である。このため、一般電気事業者の販売量（kWh）あたりの平均単価と比較した結果、同程度以下の水準であることを確認した」としている。

（査定方針案該当箇所：P21、P27）

[調達等について]

④ 競争入札比率については、高い水準を目指して引き上げるべきであり、申請内容（30％）は、東京電力の事例を踏まえた水準となっているか。また、各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合及びその理由を公表しているか。

- 第28回電気料金審査専門委員会及び第9回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会において、北海道電力は、「平成23年度の競争発注／特命発注の比率は14％：86％であり、特命発注のうち、関係会社の占める割合は45％、関係会社以外の取引先は55％である」とした上で、「さらなる競争発注の拡大に取り組み、今後3年間の目標を平均で30％程度へ拡大する」としている。
- 「関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案」（平成25年3月6日総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会取りまとめ）（以下、「関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案」という。）において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである」としており、今後、東京電力の事例を踏まえ、北海道電力に関しても競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め、経済産業省において具体的な対応策を検討してまいりたい。

⑤ 随意契約を含む調達費用の削減率について、これまで認可申請を行った電力会社の取組を踏まえた上で、10％程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。

- 北海道電力は、過去3ヶ年（平成21～23年度）に特命から競争発注に変更した購入物品（432件）のデータを調査した結果、7.06％の単価低減が得られたことから、震災以降の効率化を反映した原計画からのコスト削減深掘目標を7％と設定しており、今回原価においては、既契約分等を除き、競争発注・特命発注を問わず7％のコスト削減を一律に反映している。
- 査定方針案においては、「北海道電力は、東北電力及び四国電力と同様に、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7％の調達価格削減を織り込んで申請している。関西電力、九州電力からの申請においては、自らの調査に基づき7％の調達価格削減を織り込んで申請していたが、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10％の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用（※）を除き、コスト削減額が原則10％に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。東北電力及び四国電力からの申請についても、基本的には関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方を適用し査定を行うべきとした上で、四国電力については、23年度の競争発注比率が4％程度と他社と比較して低い水準にあることや、従来型の電子式計器の調達価格が震災後においても東京電力と比較して大幅に高かったことが明らかになっており、また、地域補正後の委託人件費についても東京電力のものと比較して0.5％程度割高であると考えられることから、10.5％の調達価格削減に満たない場合に、未達分を減額査定すべき

であるとした。東北電力については、被災3県を中心に資材費や人件費が上昇傾向にあるものの、委託人件費の水準は概ね同様であることから、東京電力、関西電力、九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めるとした。北海道電力からの申請についても、基本的には関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方を適用し査定を行うべきである。調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることが確認できたため、東京電力、関西電力、九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めることが適当である」としている。

※コスト削減が困難な費用の例・・・ 市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等

(査定方針案該当箇所：P7)

⑥ 競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組みを検討しているか。

- 北海道電力は「平成24年度から『調達検討委員会』を設置し、主管部門・調達部門および経営層が一体となって、コスト低減・競争拡大の観点から、案件の特性に応じた発注方式を検討している。なお、現時点で『調達検討委員会』に社外の第三者は関与していないが、今後、必要性も含め検討していきたい」とのことである。
- 関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである」としており、今後、東京電力の事例を踏まえ、北海道電力に関しても競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め、経済産業省において具体的な対応策を検討してまいりたい。

⑦ 広告宣伝費等普及開発関係費、廃棄物処理費、情報処理システム等の委託費、養成費、研究費、諸費は、厳に必要なもののみを原価に算入しているか。また交際費の大幅な削減、兼職職員への人件費等の支払の廃止・縮減が行われているか。さらに、警護等で必要な場合を除く幹部送迎用社用車の廃止・縮減を行っているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

- 北海道電力は「普及開発関係費については、イメージ広告・販売促進関連の広告宣伝費、オール電化関連費用については全額原価不算入、その他についても必要な費用を精査し、前回原価(50億円)と比べ36億円減の14億円を原価に算入している。廃棄物処理費については、発電に伴い火力発電所で発生する灰や排水の処理、原子力発電所で発生する放射性廃棄物等の処理にかかる費用73億円を原価に算入している。委託費については原子力発電所の安全対策費用(25億円)など合計403億円を原価に算入している。うち情報システム関連委託費は、経年化したホスト計算機の計画的なシステム更新などが必要なことから87億円を原価に算入している。養成費については、電気設備の管理保守に必要な知識・技術の習得のための費用など8億円を原価に算入している。研究費については、件名ごとに研究内容を精査し、電力の安定供給、安全性の向上、設備の効率的運用、再生可能エネルギーの普及拡大への対応等の研究テーマに厳選した結果、前回原価(24億円)と比べ4億円減の20億円を原価に算入している。諸費については、寄付金の全額不算入、

諸会費・事業団体費の削減により、前回原価（90億円）と比べ1億円減の89億円を原価に算入している」とのことである。

- また、「交際費については、従来から原価には算入していない。議員兼職社員の給与についても、今回の原価には算入していない。役員用の社有車については、全4台を共用で使用している」とのことである。
- 査定方針案においては、「値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費（普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く）、寄付金、団体費（合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く）は原価算入を認めない。また、従来より規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの（交際費、政治献金、書画骨董等）についても、原価算入を認めない。これは、北海道電力から申請された料金原価に含まれる費用のうち、国が原価の内訳を把握すべきもの（届出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等）についても適用する」としている。
- このうち、普及開発関係費については、「審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は販売促進的側面が強いと考えられることから、料金原価から除くべきである」などとしている。
- 廃棄物処理費については、「低レベル放射性廃棄物処理費（埋設費）の算定誤りを修正することにより料金原価から減額すべきである」としている。
- 委託費については、「情報システム関連費用のうち、お客さま系システム（需要家との契約や料金計算、請求などの重要業務を処理するシステム）に係るホスト計算機からオープン系への更新費用については、電気料金の値上げを行う状況であること、及び、電気料金システム改革の詳細制度設計が今後行われる中で情報システムの再構築に着手することは時期尚早と考えられることから、緊急性のあるもの以外については、料金原価から減額すべきである。販売促進にかかる費用や普及開発関係費に類似する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から減額すべきである」としている。
- 養成費については、「研修先の設定する単価が、単価表において予め決まっていることを確認した」としている。
- 研究費については、「電中研などの分担金及び自社研究のうち、①電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究、②海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの、③重複している研究に該当するものについては原価から除くべきである。電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、北海道電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、北海道電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである」としている。
- 諸費について、寄付金は「審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した」とし、団体費は「諸会費（北海道地区広域共同防災協議会）及び事業団体費（海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、原子力環境整備促進・資金管理センター、日本卸電力取引所）については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、原価への算入を認めるが、中央電力協議会については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、料金原価から除くべきである」とし、顧問・相談役にかかる費用（旅費）は「人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである」としている。

（査定方針案該当箇所：P6、P83～P87）

⑧ 寄付金、団体費、交際費等は、廃止・縮減されているか。

- 寄付金・交際費について、北海道電力は全額原価不算入としている。また、団体費については、北海道地区広域共同防災協議会、海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、原子力環境整備促進・資金管理センター、世界原子力発電事業者協会東京センター、電力系統利用協議会、中央電力協議会、日本卸電力取引所の9団体を原価算入している。
- 査定方針案においては、「値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費（普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く）、寄付金、団体費（合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く）は原価算入を認めない。また、従来より規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの（交際費、政治献金、書画骨董等）についても、原価算入を認めない。これは、北海道電力から申請された料金原価に含まれる費用のうち、国が原価の内訳を把握すべきもの（届出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等）についても適用する」としている。
- このうち、寄付金については、「審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した」とし、団体費は「諸会費（北海道地区広域共同防災協議会）及び事業団体費（海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、原子力環境整備促進・資金管理センター、日本卸電力取引所）については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、原価への算入を認めるが、中央電力協議会については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、料金原価から除くべきである」とし、顧問・相談役にかかる費用（旅費）は「人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである」としている。
(査定方針案該当箇所：P6、P87)

⑨ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限られているか。
(各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。)

- 電力中央研究所への分担金について、北海道電力は、前回原価と比較して0.7億円減の10億円を原価に算入しており、このうち再委託比率は「原価織込み額に対して0.09%」とのことである。
(詳細は下記表のとおり)
- 査定方針案においては、「電中研などの分担金及び自社研究のうち、①電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究、②海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの、③重複している研究に該当するものについては原価から除くべきである。電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、北海道電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、北海道電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである」としている。
(査定方針案該当箇所：P86)

(単位:千円)

研究課題	原価 織込額	再委託 金額	再委託 比率
経年軽水炉の健全性評価	62,440	157	0.25%
自然外部事象に対する原子力施設の安全性評価技術の高度化	50,145	なし	-
電力システム	43,474	33	0.08%
大電流技術	38,823	なし	-
雷・電磁環境	37,015	なし	-
放射性廃棄物処分の長期安全性評価技術の体系化	33,447	なし	-
燃料サイクル	29,370	なし	-
軽水炉のシステム安全評価	28,815	なし	-
高効率発電	26,253	なし	-
低線量放射線リスクの定量評価と放射線防護への反映	25,512	733	2.87%
次世代電力需給システムの高度化	25,279	なし	-
送配電設備の風雪害対策技術の実証	22,782	なし	-
エネルギー変換	19,265	なし	-
微粉炭火力の燃料種拡大のための運用技術開発	18,381	なし	-
高エネルギー	18,331	なし	-
燃料・炉心	18,243	なし	-
高性能二次電池技術の確立	17,604	なし	-
バイオテクノロジー	16,917	なし	-
低品位資源利用技術の高度化	15,962	なし	-
次世代通信ネットワークシステムの構築	15,818	なし	-
構造工学	15,508	なし	-
エネルギー変換・貯蔵材料	15,284	なし	-
火力材料	15,210	なし	-
地圏科学	14,965	なし	-
電力応用	14,895	なし	-
燃料高度利用	14,229	なし	-
原子炉システム安全	14,061	なし	-
経年鉄塔の健全性評価技術の開発	13,849	なし	-
地下エネルギー利用技術	13,717	なし	-
IGCCの高度化と低炭素化技術の確立	13,422	なし	-
需要家システム	13,049	なし	-
高クロム鋼製高温機器の設備診断技術の開発	12,980	なし	-
ヒューマンファクター研究	12,534	なし	-
次世代ヒートポンプの開発と評価	12,434	なし	-
高電圧・絶縁	12,164	なし	-
使用済燃料の長期貯蔵管理技術の開発	12,102	なし	-
経年電力流通設備の維持管理技術の構築	11,870	なし	-
生物環境	10,667	なし	-
原子力材料	10,445	なし	-
雷リスクマネジメント技術の構築	10,426	なし	-
電力設備に及ぼす気象・気候影響予測手法の開発	10,360	なし	-
流体科学	9,540	なし	-
需給一体化運用・制御技術の構築	9,461	なし	-
情報数理	9,328	なし	-
大気・海洋環境	9,282	なし	-
地震工学	9,138	なし	-
ダム流域土砂管理のための統合システム開発	8,440	なし	-
環境化学	8,173	なし	-
非破壊検査	7,889	なし	-
生物多様性に配慮した電力施設の建設・運用支援技術の開発	7,873	なし	-
放射性物質の拡散実態解明と除染効果の評価	7,525	なし	-
熱流体・反応数値解析	7,314	なし	-
経済・社会システム	6,951	なし	-
IGCC(石炭ガス化複合発電)の商用機導入支援技術の開発	6,745	なし	-
既設ヒートポンプの省エネ化	5,375	なし	-
日本型デマンドレスポンスの成立性評価	5,297	なし	-
原子力施設における火災現象評価技術の確立	5,292	なし	-
電源の多様化に対応した環境影響評価	4,685	なし	-
通信システム	4,519	なし	-
火力発電の大気環境総合評価技術の開発	4,379	なし	-
水域環境	4,353	なし	-
放射性物質の環境拡散評価手法の確立と安全性の評価・長期モニタリングへの反映	3,682	なし	-
先進機能材料	3,638	なし	-
エネルギー技術政策	3,558	なし	-
太陽光発電大量導入時の系統セキュリティ評価	3,472	なし	-
ヒートポンプ・蓄熱	3,183	なし	-
材料研究共通基盤技術	2,906	なし	-
持続可能な事業体制と料金制度の提言	2,408	なし	-
電気自動車等を活用した電化推進技術の開発	1,336	なし	-
気候変動と低炭素化技術の統合評価	1,246	なし	-
家庭用燃料電池システムの性能評価	1,049	なし	-
合計	1,006,072	923	0.09%

*端数処理の関係で合計は一致しない

⑩ 子会社・関連会社について電力会社本体並の経営合理化を行い、それを調達費用の更なる削減に反映させているか。また、役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。

- 北海道電力は「今回の申請原価においては、関係会社を含む取引先からの資機材調達について、競争発注した場合に期待されるコスト低減効果として7%のコスト削減を織り込んでおり、関係会社のコスト低減額として年平均70億円程度が反映されている。グループ会社には、全ての費用抑制の検討を依頼し、取引価格低減の要請に応じていただく」としている。
- 査定方針案においては、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず10%の効率化を求めた上で、子会社・関連会社に対しては、「本社並の経営合理化を求めため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する」としている。

(査定方針案該当箇所：P7、P8)

⑪ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退又は削減しているか。

- 北海道電力は「本社の役員がグループ会社の役員を兼務している場合は、報酬は受け取っていない」とのことである。
- 査定方針案における子会社・関連会社の扱いについては、上記⑩への回答の通りである。

⑫ コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。(例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減等)

- コスト削減努力と原価の削減について、北海道電力は、申請ベースでは、平成25～27年度の3年間平均で356億円のコスト削減を原価に反映しているとのことである。(詳細は下記表の通り)
- 査定方針案における経営効率化については、上記⑤への回答のとおりである。
- スマートメーターの導入に伴う効果について、北海道電力は、スマートメーターの通信機能を活用した無線検針による検針作業効率化等のコスト削減効果(平成27年度0.3億円程度)を織り込んでいるとのことである。また、スマートメーターの調達努力については、他社との仕様共通化を図るとともに、国内外問わず広く門戸を開放の上、競争を実施する方針を、委員会で表明している。(第30回電気料金審査専門委員会資料6-2)
- 査定方針案においては、「北海道電力は、自社のスマートメーター導入実証試験における実購入金額に、コストダウン目標を加味した単価をベースに、自動検針のための通信ユニットの他、停電補償用電池等を加えたものとして、12,200円/台を原価に織り込んでいるが、東京電力仕様のメーターの採用を念頭に検討を進めていることを踏まえ、東北電力・四国電力の査定方針と同様、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認めることが適当である。なお、北海道電力が必要性を主張している停電用補償電池については、東北電力・四国電力の査定方針と同様、原価算入を認めるべきではない」とし、また、「通信設備費については、通信方式の如何に関わらず必要と考えられる額のみ計上されていることを確認した。システム関連費用については、申請において、関連会社等への随意契約での発注を前提とした積算がなされているもの等については、競争入札を行ったと仮定した場合の費用との差額分については、原価算入を認めない」としている。

(査定方針案該当箇所：P94)

<平成25～27年度におけるコスト削減額（北海道電力申請ベース）>

(単位：億円)

費用項目	主な取り組み内容	H25	H26	H27	H25～27 年度平均
人件費	○役員報酬の削減 ○給料手当の削減 ○厚生費の削減	125	125	125	125
需給関係費	○調達方法の多様化等による燃料費の削減 ○購入電力料の固定費削減 ○卸電力取引所の活用	34	43	43	40
設備投資 関連費用	○多様な発注方式の採用などによる資機材調達 コストの低減効果の反映 ○工事実施時期や工事内容の見直し等	11 (198)	31 (149)	49 (155)	30 (167)
修繕費	○多様な発注方式の採用などによる資機材調達 コストの低減効果の反映 ○新技術・新工法の開発・導入等	79	103	102	95
諸経費等	○普及開発関係費の削減 ○諸費の削減 ○その他の費用の削減	67	66	64	66
合計		316 [503]	368 [486]	383 [489]	356 [493]

※上記（ ）内は効率化の設備投資への反映額、[]内は効率化の設備投資への反映額を含めた合計額

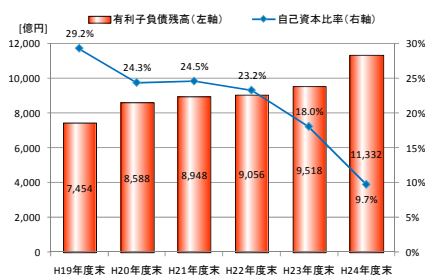
[事業報酬]

⑬ 安定供給、財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものとなっているか。

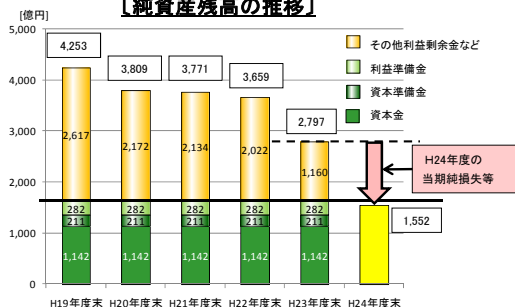
- 電気事業者が設備投資を行うための資金調達に要するコストである事業報酬については、その算定方法が「一般電気事業供給約款料金算定規則」及び「一般電気事業供給約款料金審査要領」に定められている。事業報酬率については、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点（β値）を勘案し決定され、また東日本大震災後の状況も勘案する必要がある。これらを踏まえると、β値の採録期間については、事業者による恣意性を排除しつつ、電気事業の事業リスクを反映させるために2年程度の一定の長期間を採るべきことから、北海道電力は、「平成23年3月11日から平成25年1月29日（平成25年3月期第3四半期決算発表日）までの期間とし、その結果、事業報酬率は3.0%を適用」している。
- なお、査定方針案においては、「事業報酬率は、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点（β値）を勘案し決定され、審査要領にも示されているように、東日本大震災後の状況も勘案し事業報酬率を設定する必要がある。東京電力の料金値上げ審査における査定方針においては、震災以降、電気事業の経営リスクは格段に高まり、震災前後で経営リスクに断絶があると考えられることから、本来は例えば2年程度の一定の長期間を採るべきと考えられるが、平成23年3月11日から申請日前日（平成24年5月10日）までの期間をβ値の採録期間としたところである。関西電力及び九州電力の料金値上げ審査における査定方針においては、β値の採録期間を申請の際に用いた震災後から値上げ検討表明日（決算発表日）までとすることや、東京電力による申請の査定方針と同様、震災後から申請日前日までとすることも方策として考えられたが、値上げ検討表明日、申請日のいずれも事業者による恣意性を排除できないこと、電気事業の事業リスクを反映させるためには、2年程度の一定の長期間を採るべきことから、平成23年3月11日から電気料金審査専門委員会での査定方針案のとりまとめ日までとすることが妥当であるとしたところである。東北電力及び四国電力の料金値上げ審査における査定方針案においても同様に妥当としたところであり、北海道電力についても同様とすべきである。なお、他人資本報酬率については、平成24年度値が確定したため、申請時点における平成23年度値に代えて直近の実績を採用することが妥当である。7月24日時点のβ値は、0.94であり、これにより計算される事業報酬率は2.9%となり、申請における事業報酬率2.9%は妥当である」としている。

(査定方針案該当箇所：P56)

【有利子負債残高と自己資本比率の推移】



【純資産残高の推移】



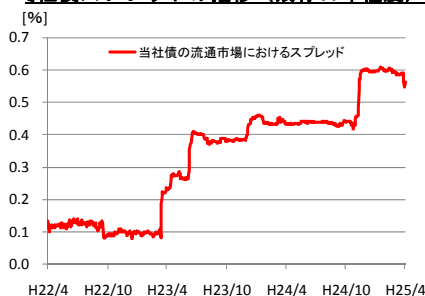
【資金調達額の推移（個別）】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
社債	600	600	-	800
借入金	1,463	1,835	2,472	3,280
長期借入金	200	300	1,397	1,720
短期借入金	1,263	1,535	1,075	1,560
CP (純増減)	40	150	△190	-
資金調達額計	2,103	2,585	2,282	4,080

有利子負債残高	8,948	9,056	9,518	11,332
(対前年度末)	359	107	462	1,813

※1 CP: コマーシャルペーパー
 ※2 切捨て表示のため、合計が合わない場合がある

【社債スプレッドの推移（残存10年程度）】



(出所: 日本証券業協会 売買参考統計値)

[減価償却費、レートベースについて]

⑭ 減価償却については、原価算入の対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものになっているか。

- 減価償却費は、設備投資により形成された発電所等の設備が運転開始することに伴い、当該資産の価値である簿価の一定割合が会計上費用化されるものであるが、電気事業の運営にとって真に必要な資産に係るものに限って料金原価への算入が認められる。
- 北海道電力は「保養所、スポーツ専用施設に係る減価償却費について、原価不算入としている」とのことである。
- 査定方針案においては、「固定資産関連が、電気事業の運営にとって真に必要なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品／予備設備、建設中の資産（※）等を中心に行われた特別監査（立入検査）の結果を確認したところ、送電線異電圧、送電線空回線及び空管路、発電所・送電設備等における長期間不使用の土地・建物・機械装置、社宅の空室分、予備品及び予備設備、その他（無償貸与設備、スポーツ施設、PR施設等）についてはレートベースから除くべきである。上記の考え方に基づき、査定を行った資産に関わる減価償却費等の営業費用についても、有識者会議報告に従い、料金原価への算入を認めるべきでない」としている。

（※）設備の新設や改良のための設備投資額は、電気事業固定資産として竣工するまでの期間、建設仮勘定として整理されるが、「建設中の資産」とは、建設仮勘定の平均帳簿価格（資産除去債務相当資産を除く）から建設中利子相当額及び工事負担金相当額を控除した額に50%を乗じた額。なお、建設仮勘定のうち建設準備口（建設工事の実施が確定する前に建設準備のために要する金額）については、特別監査において査定することとしている。

（査定方針案該当箇所：P45、P46）

⑮ 原価算定期間内に稼働が見込まれない原子力発電設備をレートベースに含める理由が説明されているか。また、建設中の資産について、レートベース算入・不算入の根拠が説明されているか。

- 北海道電力では、原価算定期間中に泊発電所全基の再稼働を見込んでいる。（1号機：平成25年12月、2号機：平成26年1月、3号機：平成26年6月）
- 査定方針案においては、建設中の資産（※）については、「工事計画の認可などにより実施することが確定する建設工事のために要する金額の2分の1のみがレートベースに算入されていることを確認した」としている。

（※）設備の新設や改良のための設備投資額は、電気事業固定資産として竣工するまでの期間、建設仮勘定として整理されるが、「建設中の資産」とは、建設仮勘定の平均帳簿価格（資産除去債務相当資産を除く）から建設中利子相当額及び工事負担金相当額を控除した額に50%を乗じた額。なお、建設仮勘定のうち建設準備口（建設工事の実施が確定する前に建設準備のために要する金額）については、特別監査において査定することとしている。

（査定方針案該当箇所：P46）

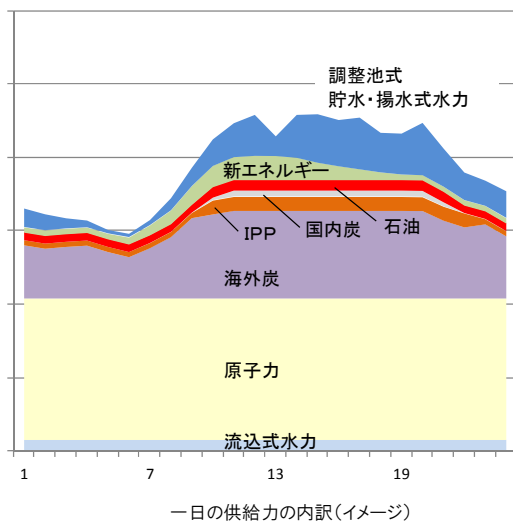
[燃料費、購入電力料等]

⑯ 火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。

- 北海道電力によると、「安定供給上必要な予備力の確保および系統の安定維持に必要な発電機の並列など需給運用に係る制約を考慮した上で、経済合理性に基づき、継続的に低廉で安定した電力の供給が行えるよう需給計画を策定している」とのことである。
- 査定方針案においては、「北海道電力の燃料計画について、需給運用に係る制約を考慮した上で、燃料単価の低い発電所から順に運転することを基本に計画を策定していることを確認した」としている。

(査定方針案該当箇所：P30)

◇需給運用のイメージ（第26回電気料金審査専門委員会資料7-2）



電源種別		燃料単価※ [円/kWh]
ピーク ↑	石油	15-39
	他社火力	17
	国内炭	7-8
	IPP	3-14
ベース	海外炭	4

※ 平成25年度から平成27年度における3カ年の平均値

◇火力発電所の稼働率と単価の関係（第26回電気料金審査専門委員会資料7-2）

